

発議案第 3 号

国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 7 年 6 月 18 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 滝山 克己

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

国産食糧の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書（案）

地球規模の気候変動や、ウクライナ戦争を背景とした世界的な食料危機は、食料の6割以上を世界の国々に依存する日本の食料施策の危うさも浮き彫りとなった。特にこの夏は、これまで「余っている」といわれていた米の在庫量が過去最低となり、市場価格の高騰や店頭から米がなくなる異常事態が起こっている。

その原因は、政府が主食である米の需給と価格への責任を放棄したことにある。稲作農家の平均所得が1万円（時給換算で10円）という状況下でコメ作りから撤退する農家が増え続けていることを考えれば、今後もこのような異常事態がしばしば起こると予想される。

私たちは政府に対して、すべての国民に安全な食料を持続的に享受する権利を保障するように求める。そのためには、不安定な輸入に依存した食料施策を改め、食料自給率の向上に向けた実効性ある施策を行うことが必要である。いまこそ国産食糧増産と、それを支える大多数の家族農業経営を支援する農政に転換するべきと考える。以上の趣旨から、次の事項を実現するように求める。

記

1. 良質な食料が安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる実効性のある施策として、国産食糧を増産し、食料自給率の向上を図ること。とりわけ、改定「食料・農業・農村基本法」に基づく「基本計画」において、食料自給率の目標と達成するための計画を明記し、農政の重点に据えること。
2. 食料品をはじめとする物価高騰で苦しむ人々への支援を強化すること。特に、セーフティネットとしての「食料支援制度」や、生産者の生業を支え、消費者にも恩恵をもたらす農家への「所得補償制度」を確立すること。また主食の米について、政府が価格と需給に責任を持ち、増産に転じること。
3. 全国の自治体などの努力で広がる学校給食の無償化を後押しし、さらに広がるよう支援を拡充すること。また地元産の安全な農畜産物・食品を活用する施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月18日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】内閣総理大臣、農林水産大臣